

第3号議案

東京中部間連系設備（F C）に係わる計画策定プロセスの進め方及び 経済産業大臣への報告について （案）

東京中部間連系設備（F C）に係わる計画策定プロセスの進め方について、業務規程第32条及び送配電等業務指針（案）第29条に規定された事項に関し、第1回広域系統整備委員会（平成27年4月24日開催）での議論を踏まえ、以下のとおりとする。

また、現在認可申請中の業務規程（案）第32条第2項に基づき、計画策定プロセスを開始した旨及び当該広域系統整備計画の取りまとめまでに要する予定について、別紙にて経済産業大臣へ報告するとともに、その旨を本機関のウェブサイトにて公表する。

1. 他の案件との照合確認及び継続の必要性

当該計画策定プロセスに係る案件と、過去に検討を行った案件又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照合等の確認を行った結果、当該案件と同一性が認められる案件は無いため、新規案件として計画策定プロセスを継続する。

2. 広域系統整備計画の取りまとめまでに要する予定

計画策定プロセスの進め方の決定から広域系統整備計画の決定までの期間は、実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合における標準検討期間である12か月とする。

- ・ルート選定及び実施時期に関する技術的検証 平成27年9月目途
- ・広域系統整備計画の取りまとめ 平成28年4月目途

3. 経済産業大臣への報告

別紙により業務規程認可後すみやかに経済産業大臣へ報告する。

以 上

別紙：経済産業大臣報告文書「広域系統整備計画に関する計画策定手続の開始及び予定について」